

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(法人の名称) 社会福祉法人 共生の里

1 事業実施の方針

当法人は平成27年より、行橋市からの委託事業として、「生活困窮者自立相談支援事業」、平成28年より「就労準備支援事業」、そして平成29年より「家計相談支援事業」を実施しており、生活に困窮している方々に対し、関係機関と連携して生活保護に陥る前段階における種々の支援を展開中である。

本年度もコロナ禍後の困窮者支援の複雑化が進行する中、生活困窮者への対応にあたり居住支援にて関与すべき事項が拡大していくと見込まれている。社会資源の乏しい地域で、居住支援を必要とする被支援者に対してどのような関与をしていけるのか大きな課題を与えられている。これまで対応できなかった支援策の一つでも多く展開していくことを事業実施の方針としたい。

【法人は北九州市内に2カ所、行橋市内に1カ所、古賀市内に1カ所、日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）を運営展開中。】

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	未実施	—	—	—	0
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まい探しに係る相談 ② 不動産店への同行による入居支援 (無償/無制限) ③ 県内4拠点にて日住(無低)を運営 家賃相当:2.9万円~(生活保護住宅扶助費内)	① 事務所 ② 行橋市内 ③ 行橋	① 5人 ② 5人 ③ 16人	① 住居確保要配慮者全般【67人 前年度実績】 ② 困窮者・DV被害者・障がい者・高齢者等【51人 前年度実績】	567

		市 北 九 州 市 古 賀 市		③ 県内 4 施設 【年間累計対 応 100 人 以上】	
法第 62 条 第 三 号 に 掲 げ る 業 務	① 不 定 期 な 訪 問 と 定 期 的 な 安 否 確 認 家 計 改 善 相 談 や 就 労 支 援 ( 民 間 ア ー ト 入 居 者 等 / 無 償 ) ② 日 常 的 な 健 康 管 理 と 見 守 り ③ 通 院 同 行 ・ 買 物 ・ 役 所 同 行 等 ( 日 住 入 居 者 対 象 / 月 額 7,000 円 )	① 行 橋 市 ② ③ 行 橋 市 北 九 州 市 古 賀 市	① 5 人 ② ③ 16 人	① 10 人 ② ③ 77 人	5 6 7
法第 62 条 第 四 号 に 掲 げ る 業 務	居住支援法人の活動に係る不動産事 業者への巡回説明	行 橋 市 苅 田 町	5 人	3 社 6 人	2 8 3
法第 62 条 第 五 号 に 掲 げ る 業 務	法人としては未実施だが必要時は協 力企業を紹介できる体制を構築済。	行 橋 市	0 人	3 社	0
法第 62 条 第 六 号 に 掲 げ る 業 務	① 第五号に掲げる業務について、関 連業者を紹介（無償／有償） ② 居住サポート住宅を考える研修会 の開催	行 橋 市	① 5 人 ② 10 人	① ・ 生活困窮者 2 人 ・ 障がい者 2 人 ② ・ 賃借人等 5 人 ・ 日住入居者 15 人	2 8 3

<p>連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊前市居住支援協議会に構成員として参画済。</li> <li>・行橋市居住支援協議会設立事前会議に参加するも会議体未成立。</li> <li>・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加</li> <li>・行橋市行政各部署との住宅要配慮者問題に自立相談支援機関として積極関与 人権政策課（DV 問題 緊急避難） 子ども支援課（自立支援ホーム、母子支援施設等） 生活支援課（派遣切り、滞納強制退去等 日住へ）</li> </ul>
<p>連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、不動産業者自身が所有している物件や法人内が確保している民間物件を提供 (不動産初期費用、保証会社の保証が得られないケースが多々あるのが現状)</li> <li>・法人内で県内4カ所の日住（無低）を運営することで、要配慮者へ住宅を提供。医療や福祉サービスに繋げ、自立相談支援機関に介入により、携帯電話の復旧や自己破産手続き、就労支援等の支援を展開中。</li> </ul>
<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国居住支援法人協議会の研修会に参加</li> <li>・市内居住支援法人(株)小田コーポレーション担当者と常時意見交換をおこなっている。</li> </ul>

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。